

答申第 904 号

諮問第 1590 号

件名：中小企業等協同組合設立認可申請書等の一部開示決定に関する件（第三者審査請求）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において開示することとし、審査請求の対象となった短期貸付先名称、短期貸付金金額及び短期貸付金額が推定できる部分のうち、短期貸付金金額及び短期貸付金額が推定できる部分を開示することとしたことは妥当であるが、短期貸付先名称は不開示とすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 6 月 29 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成 30 年 8 月 10 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書のうち、財産目録の一部（短期貸付金の名称及び金額並びに当該金額の推計の根拠となる関連金額）の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、平成 30 年 8 月 10 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起に伴い、知事は、開示の実施の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、平成 30 年 8 月 28 日付けで、本件審査請求に係る裁決をするまでの間、執行を停止する旨通知した。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

一部開示の対象である決算書類については、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「組合法」という。）において、組合員以外への開示が求められているものではない。中小企業等協同組合決算関係書類

提出書中、当該財産目録のうち、短期貸付金の貸付先及び金額は、貸付先の事業活動情報に該当し、開示された場合、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 中小企業等協同組合設立認可申請書

「中小企業等協同組合設立認可申請書」は、特定の中小企業等協同組合（以下「本件組合」という。）の設立認可申請及び認可に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。なお、次の(ウ)及び(エ)の文書は、本件一部開示決定通知書において「【設立準備にかかる資料一切】」と記載したものである。

(ア) 中小企業等協同組合設立認可について

この文書は、組合法第27条の2第1項の規定に基づき、本件組合の設立発起人から設立の認可申請に当たり知事に提出された中小企業等協同組合設立認可申請書に対する本件組合の設立認可を行うための起案文書であり、起案用紙、組合の設立目的や組合の概要等が記載された記書、設立発起人代表宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長及び農林水産部長宛て通知案、愛知県中小企業団体中央会からの認可申請についての副申書、本件組合の設立発起人から提出された中小企業等協同組合設立認可申請書、確認事項と題する文書、本件組合に係る現在事項全部証明書並びに施行した認可書の写しからなる。

なお、本件組合の設立発起人から提出された中小企業等協同組合設立認可申請書は、表紙、定款、事業計画書、資金計画書、役員の名及び住所を記載した書面、設立趣意書、設立同意者が全て組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面、設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面、収支予算書、創立総会の議事録、印鑑証明書、委任状、就任承諾書、設立同意書及び出資引受書からなる。

(イ) 経営活性化診断報告書（平成19年9月）

この文書は、本件組合の新市場建設計画及び収支計画等の妥当性について検討するため、財団法人あいち産業振興機構（当時）が行った経営活性化診断報告書であり、表紙、診断実施要領、目次及び報告内容からなる。

なお、報告内容は、花き卸売市場の現状、新市場開設者の概要、新市場建設計画、共同事業の運営計画、投資・資金調達計画、協同組合

の収支・資金計画、組合員の事業計画、仲卸業者の動向、総評及び資料編からなる。

(ウ) 事業協同組合設立に関する打合せに係る資料

これらの文書は、本件組合の設立申請に当たり事前に関係者による打合せを行った際の資料であり、産業労働部商業流通課（当時）、農林水産部食育推進課（当時）、市場準備会メンバー、愛知県中小企業団体中央会及び財団法人あいち産業振興機構の担当者が打合せを行った際の記録、財団法人あいち産業振興機構から送付された資料からなる。

(エ) 中小企業等協同組合の設立認可に係る照会について

この文書は、本件組合が設置する花き卸売市場の設置が卸売市場法に抵触しないこと及び愛知県卸売市場整備計画と当該花き卸売市場との整合性が保たれていることについて、産業労働部長から事業を所管している農林水産部長へ照会するための起案文書であり、起案用紙、農林水産部長宛て照会案、卸売市場についてと題する資料及び当該照会に対する農林水産部長からの回答書からなる。

イ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書

「中小企業等協同組合定款変更認可申請書」とは、中小企業等協同組合定款変更認可申請書及び認可に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 平成 23 年度組合定款変更認可一覧（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 23 年度に定款変更認可申請及び認可があった中小企業等協同組合の一覧が記された書類であり、申請日付、認可日、区分、名称、内容、認可番号、台帳記載日等が記載されている。

(イ) 中小企業等協同組合の定款変更認可について（平成 23 年度）

この文書は、本件組合からあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書による申請に対して、定款変更の認可を行うための起案文書であり、起案用紙、変更内容等が記載された記書、本件組合宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長宛て通知案、中小企業等協同組合定款変更認可申請書、当該認可申請に係る愛知県中小企業団体中央会からの副申書、組合台帳（本件組合に係る部分）及び本件申請に対する本件組合宛て認可書の写しからなる。

なお、中小企業等協同組合定款変更認可申請書は、本件組合から定款の変更認可申請のため知事に提出されたもので、表紙、定款変更理由書、定款変更箇所新旧対照表及び通常総会議事録からなる。

(ウ) 平成 25 年度組合定款変更認可一覧

この文書は、平成 25 年度中に定款変更の申請及び認可があった中小企業等協同組合の一覧が記された書類であり、申請日付、認可日、

区分、名称、内容、認可番号、台帳変更日等が記載されている。

(エ) 中小企業等協同組合の定款変更認可について（平成 25 年度）

この文書は、本件組合からあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書による申請に対して、定款変更の認可を行うための起案文書であり、起案用紙、変更内容等が記載された記書、本件組合宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長宛て通知案、中小企業等協同組合定款変更認可申請書、当該認可申請に係る愛知県中小企業団体中央会からの副申書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合定款変更認可申請書は、本件組合から定款の変更認可申請のため知事に提出されたもので、表紙、定款変更理由書、定款変更箇所新旧対照表及び臨時総会議事録からなる。

ウ 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

「中小企業等協同組合決算関係書類提出書」は、中小企業等協同組合決算関係書類の提出に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 平成 27 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 27 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を商業流通課内で供覧した文書のうち本件組合に係るものであり、指導事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書、実施機関の担当者が作成した組合決算関係書類チェック表及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

(イ) 平成 28 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、指摘事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、第 4 号議案役員選挙についてと題する書類、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

(ウ) 平成 29 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書

(本件組合に係る部分)

この文書は、平成 29 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、指摘事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

エ 中小企業等協同組合役員変更届書

「中小企業等協同組合役員変更届書」は、中小企業等協同組合役員変更届書に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 20 年度役員変更届書受付簿（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 20 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、平成 20 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の受付簿（本件組合に係る部分）及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録及び履歴事項全部証明書からなる。

(イ) 平成 22 年度「役員変更届」收受簿

この文書は、平成 22 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の一覧が示された本件組合に係るものであり、收受日、区分、組合名称、種類、收受番号、備考、台帳記入日等が記載されている。

(ロ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 22 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 22 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 22 年度「役員変更届」收受簿、中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録の謄本及び履歴事項全部証明書からなる。

(ハ) 平成 23 年度「役員変更届」收受簿

この文書は、平成 23 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の一覧が示された本件組合に係るものであり、收受日、区

分、組合名称、種類、收受番号、備考、台帳記入日等が記載されている。

(ウ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 23 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 23 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 23 年度「役員変更届」收受簿、中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面及び通常総会議事録からなる。

(エ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 24 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 24 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 24 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、理事会議事録、変更した事項を記載した書面及び履歴事項全部証明書からなる。

(オ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 25 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 25 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 25 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、本件組合役員名簿及び通常総会議事録の謄本からなる。

(カ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 26 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 26 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 26 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録及び履歴事項全部証明書からなる。

(ケ) 平成 28 年度「役員変更届」收受簿（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の收受簿（本件組合に係る部分）、本件組合から提出された中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更年月日、変更事由、変更した事項を記載した書面、理事会議事録の謄本及び履歴事項全部証明書からなる。

オ 組合台帳

この文書は、知事が所管する中小企業等協同組合の情報を管理している台帳のうち本件組合に係る部分であり、組合の名称、設立認可年月日、組合員数等が記載されている。

(2) 本件審査請求の対象となる内容

審査請求人は、審査請求書において、「財産目録の一部（短期貸付金の貸付先の名称及び金額並びに当該金額の推計の根拠となる関連金額）」について、貸付先の事業活動情報に該当するとして開示を取り消す旨求めている。

まず、「短期貸付金の貸付先の名称」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録の流動資産のうち「短期貸付金」の項目（以下「短期貸付先名称」という。）に記載されている。

次の、「短期貸付金の金額」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録及び貸借対照表の流動資産のうち「短期貸付金」の項目（以下「短期貸付金額」という。）に記載されている。

最後に、「当該金額の推計の根拠となる関連金額」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録及び貸借対照表中に記載のある短期貸付金額を算出可能な短期貸付金額以外の金額（以下「短期貸付金額が推定できる部分」という。）である。

したがって、本件審査請求で審査請求人が不開示とすることを求めている部分は、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の部分であると判断した。よって、以下、審査請求人が不開示とすることを求めている短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の不開示情報該当性について説明する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 本件行政文書のうち上記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書の財産目録については、預金の種類及び預け先金融機関、前払費用

(2)のものの支払先、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄及び長期借入金の借入先を、本件一部開示決定通知書の「開示しないこととした部分」において、「財産目録に係る預金の内容、前払費用(2)、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄、長期借入金の借入先の内容が分かる部分」として、本件組合の金融取引に関する情報であり本件組合の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であること及び本件組合の内部管理情報であることから、公にすることにより、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号イに該当すると判断して不開示とした。

しかし、財産目録のその余の部分及び貸借対照表については、開示したとしても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして開示することとしており短期貸付先名称、短期貸付金の金額及び短期貸付金額が推定できる部分についても、開示することとしていた。

イ 本件審査請求の内容を検討するに当たり、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の条例第7条第3号イ該当性について再度検討した。

(ア) 短期貸付先名称について

短期貸付先名称について、本件一部開示決定では、本件組合の正当な利益を害するおそれはないと判断し、前記アにおいて述べたとおり、条例第7条第3号イに該当しないことから開示することとしていた。

しかし、再度検討したところ、同号イ該当性の判断に当たっては、本件組合だけではなく、貸付先の利益も考慮する必要があることから、短期貸付先名称を公にすることで、その貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

すなわち、本件一部開示決定では、財産目録のうち長期借入金の借入先については、金融取引に関する情報であり本件組合の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であるとして、前記アのとおり、公にすることにより、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示としているところ、短期貸付先名称については、本件組合の貸付先からすれば借入先が明らかとなる情報であることから、貸付先の利益をも考慮すれば、本件組合の借入先を不開示としたのと同様に、公にすることにより、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、短期貸付先名称は、条例第7条第3号イに該当することから不開示とすべきであった。

(イ) 短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分について

短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分については、貸借対照表及び財産目録に記載されている。まず、貸借対照表に記載された短期貸付金額について、貸借対照表には単に「短期貸付金」という一般的な記載しかないため、その金額を開示したとしても具体的な貸付先の具体的な内容が判明することはなく、本件組合に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるものではないことから、重要かつ機微な情報や内部管理情報とまではいえない。また、財産目録に記載された短期貸付金額は、貸借対照表に記載された金額と同じものであり、前記(ア)のとおり短期貸付先名称を不開示とすれば、その金額に係る具体的な内容は開示されないこととなるため、貸借対照表の金額と同じく重要かつ機微な情報や内部管理情報とはいえない。

そして、短期貸付金額が推定できる部分についても、短期貸付金額と同様、不開示とする理由はない。

したがって、前記(ア)のとおり短期貸付先名称を不開示とすれば、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分は、公にされても貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ 以上のことからすれば、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分については不開示とする理由はないが、短期貸付先名称は不開示とすべきであった。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第15条第1項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、審査請求の対象となった部分が記載されているものは、前記3(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書であると認められ、その内容及び構成は、前記3(1)ウで実施機関が説明するとおりであ

ると認められる。

前記 3(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち、実施機関が開示としたのは、別記 2 に掲げる部分を除いた部分である。そして、第三者である審査請求人が不開示とすることを求めているのは、当該開示とした部分のうち、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分であると認められる。そこで、当該文書において実施機関が開示とした部分のうち、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、短期貸付先名称、短期貸付金の金額及び短期貸付金額が推定できる部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 短期貸付先名称について

実施機関によれば、短期貸付先名称については、本件組合の貸付先からすれば借入先が明らかとなる情報であることから、貸付先の利益をも考慮すれば、本件組合の借入先を不開示としたのと同様に、公にすることにより、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、短期貸付先名称は、条例第 7 条第 3 号イに該当することから不開示とすべきであったとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、短期貸付先名称は、本件組合が短期貸付金として資金を貸し付けている先の法人の名称であることが認められた。実施機関も説明するとおり、金融取引に関する情報は、法人の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であるといえ、それを公にすることになれば、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

なお、審査請求人は審査請求書において貸付先の事業活動情報に該当する旨主張しており、また、実施機関によれば、貸付先の利益をも考慮すれば不開示とすべきであったとのことであるが、本件行政文書に係る

金融取引に関する情報の重要性は、貸付元及び貸付先の別によって異なるところはないと解されるため、貸付先はもとより、本件組合の正当な利益を害するおそれもあると認められる。

よって、短期貸付先名称は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分について

前記イにおいて述べたとおり、短期貸付先名称は不開示とすることが妥当であるが、貸付先が公になっていなければ、金額が公になったとしても、本件組合の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分は、条例第7条第3号イに該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- ・ 中小企業等協同組合設立認可申請書
- ・ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書
- ・ 中小企業等協同組合決算関係書類提出書
- ・ 中小企業等協同組合役員変更届書
- ・ 組合台帳

別記 2

- ・ 個人の氏名、住所、法人・役職名及び員外の別、兼務役員の状況、印影並びに緊急議案の内容が分かる部分
- ・ 法人の印影
- ・ 決算書に対する指導事項等の内容が分かる部分
- ・ 共同購買事業の内容が分かる部分
- ・ 関係団体負担金の内容が分かる部分
- ・ 役員に関する事項の役員氏名及び兼務役員の状況（会社名と役職）が分かる部分
- ・ 市場運営協議会の内容が分かる部分
- ・ 職員数が分かる部分
- ・ 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要が分かる部分
- ・ その他組合の状況に関する重要な事項が分かる部分（卸売市場近代化資金利子補給補助金を除く）
- ・ 財産目録に係る預金の内容、前払費用(2)、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄、長期借入金の借入先の内容が分かる部分
- ・ 損益計算書の大項目、補助金収入及び合計以外の部分
- ・ 決算関係書類チェックシートに係る判定、経営判断、所見及びチェックシートに関する要改善事項の内容が分かる部分
- ・ 組合決算関係書類チェック表に係る適否、特記事項及び 8 所見等の内容が分かる部分
- ・ 組合台帳に係る職業（企業名）が分かる部分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 1. 25	諮問 (弁明書の写しを添付)
31. 3. 20 (第569回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 19 (第571回審査会)	審議
1. 5. 31	答申